平成２９年（フ）第１６０号
大阪市西成区花園南１丁目７―20　シャトーパルテール502号、住民票上の住所滋賀県長浜市法楽寺町278番地99
債務者　鈴木　　誠
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１６号
大阪市西成区天下茶屋３丁目24番22号　サンライズ天下茶屋　401
債務者　柳　　貴子
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１２号
大阪市鶴見区浜３丁目10番25号　サニーハイツ　103
債務者　吉野いそ子
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５３２号
大阪市北区中崎西３－３－40　介護老人保健施設青美、住民票上の住所大阪市北区中津３丁目29番27―602号　多田薫方
債務者　多田　愛子
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６２１号
大阪市鶴見区今津南１丁目８番18―1101号
債務者　安田　麻子
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２号
福岡県行橋市行事６丁目４番５号　米町ハイツＡ―102
債務者　宮本　澄人
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２９年（フ）第６号
埼玉県鶴ヶ島市大字脚折1793番地１　グリーン・リーブスＢ202号、前住所埼玉県鶴ヶ島市大字三ツ木196番地２
債務者　福田　利江
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第６号
山形県長井市清水町１丁目18番46号
債務者　小林キヨ子
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２９年（フ）第７号
山形県長井市清水町１丁目18番46号
債務者　小林　康晴
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２９年（フ）第７４号
札幌市北区北25条西５丁目２番15―203号
債務者　北村　史但
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０４号
札幌市白石区南郷通18丁目南３番16―301号
債務者　片桐　光崇（旧姓山谷）
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４５号
札幌市白石区南郷通13丁目南２番１―403号
債務者　藤澤　博行
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７３号
札幌市清田区美しが丘２条８丁目９番22―101号
債務者　益田　朋子（旧姓田安）
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７８号
札幌市厚別区厚別南１丁目７番23―202号
債務者　今紺　　剛
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１８３号
北海道江別市中央町17番地の15　パレーシャル山口202号室
債務者　佐々木　健
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４号
岩手県紫波郡矢巾町流通センター南４丁目８番８号
債務者　佐々木将平
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第２０４号
茨城県稲敷郡河内町手栗397番地
債務者　平川ミツヱ
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係